

抑制区域一覧

抑制区域の名称	根拠法令等
国立公園特別地域・特別保護地区	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項及び第21条第1項
鳥獣保護区・特別保護地区	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項及び第29条第1項
廃棄物最終処分場（搬入が終了し、廃止手続きが完了した処分場は除く）	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項
要措置区域	土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項
地域森林計画により定めた森林区域・保安林	森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項及び第25条第1項
農用地区域	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項に規定する農業振興地域整備計画
第1種農地	農地法（昭和27年法律第229号）第4条第6項第1号ロ
国指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項及び第109条第1項
県指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第4条第1項及び第29条第1項
市指定文化財（有形文化財・記念物）所在地	御殿場市文化財の保護に関する条例（昭和35年御殿場市条例第12号）第5条第1項
埋蔵文化財包蔵地	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第93条第1項
世界文化遺産の資産範囲・緩衝地帯・保全管理区域	世界遺産「富士山－信仰の対象と芸術の源泉」遺産影響評価マニュアル（令和3年4月富士山世界文化遺産協議会）
第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号
景観整備重点地区	御殿場市総合景観条例（平成25年御殿場市条例第46号）第12条
旧宅地造成工事規制区域	令和4年5月27日法律第55号改正告示前の宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第3条に基づき静岡県知事が指定し、昭和45年建設省告示第1330号により告示された区域
洪水浸水想定区域	水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項
砂防指定地	砂防法（明治30年法律第29号）第2条
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項